



SuMi TRUST 年金ニュース

(2020年3月27日)



三井住友信託銀行 年金信託部

【厚生年金基金】

予定死亡率の変更に伴う現価率等の改正に係る告示の発出

本日（2020年3月27日）付で、[2020年3月25日付SuMi TRUST年金ニュース](#)時点で未発出であった以下の告示が発出されました。

- ・厚生労働省告示第 109 号（過去期間代行給付現価の算定に用いる現価率の改正）
<https://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/20200327kokujil.pdf>
- ・厚生労働省告示第 110 号（中途脱退者に係る代行部分の移換現価率の改正）
<https://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/20200327kokuji2.pdf>
- ・厚生労働省告示第 111 号（最低責任準備金の算定方法の改正）
<https://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/20200327kokuji3.pdf>

今回改正された告示は予定死亡率の変更に伴うものであり、2020年1月30日より開始されたパブリックコメント手続き（[2020年1月30日付SuMi TRUST年金ニュース](#)をご参照）において提示されたものからの変更はありません。

改正の概要

過去期間代行給付現価の算定に用いる現価率及び中途脱退者に係る代行部分の移換現価率は、厚生年金本体における財政検証結果の死亡率及び予定利率をもとに定められていますが、厚生年金本体の財政検証結果が公表され、死亡率が見直されたことに伴い、告示の現価率のとおり改め、あわせて、政府が厚生年金基金から徴収することとなる最低責任準備金の算出方法を改正するものです。

適用時期

2020年4月1日（ただし、最低責任準備金の算定方法の改正は2020年3月27日から適用）

以上

本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等がございましたら、弊社営業担当店舗等にご照会下さいませようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいませようお願い申し上げます。〔担当部署〕三井住友信託銀行株式会社 年金信託部 〔電話番号〕03-5404-3066